

[委員会からのお知らせ](#)

[第254回 食品安全委員会議事概要](#)

## ■第254回食品安全委員会■

【農薬】【かび毒・自然毒】【器具・容器】【遺伝子】【リスコミ】

日時:平成20年9月11日(木) 14:00 ~ 15:20

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:25名

## 議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬

1) アジンホスメチル

2) プロパクロール

○かび毒

3) 総アフラトキシン

・厚生労働省から説明。

・1)~2)は農薬専門調査会において、3)はかび毒・自然毒専門調査会において審議することとなった。

## 〈参考〉

1) 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。

2) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。

1)、2)については、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

3) 総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1、G2)は、真菌が産生するかび毒であり、特にB1については強い発がん性を有するとされています。

(2) 食品安全基本法第24条第2項に基づく報告及び委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○器具・容器包装

1) カドミウム及び鉛

・厚生労働省から、ガラス製、陶磁器製又はホーロー引きの器具又は容器等に係る規格基準の一部改正について報告及び委員会の意見を聴取。

・器具・容器包装専門調査会において審議することとなった。

## 〈参考〉

1) 本改正は、2007年5月に中国製の電磁調理器対応の土鍋から鉛が検出されたことや中国製のおもちゃの塗料に鉛が検出される事件が頻発したことを契機に、輸入品に対する規制強化が緊急に必要なことから、食品安全基本法第11条第1項第3号(評価を行ういとまがない; 食品安全委員会が評価を行う前にリスク管理機関が基準等を改正した場合)に基づき行われました。

併せて、カドミウムと鉛の個別の規格基準の改正に係るリスク評価の依頼があり、器具・容器包装専門調査会で審議されることとなりましたが、既に食品安全委員会が自ら行う評価により、食品全般に含まれる鉛を対象とした審議を化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループで行っているところです。なお、カドミウムについては、本年7月にリスク評価を終え、耐容週間摂取量 $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週が設定され、通知されています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

○農薬

1) アセキノシル

・事務局から説明。

・「アセキノシルの一日摂取許容量(ADI)を、 $0.022\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

2) ピリプチカルブ

・事務局から説明。

・「ピリプチカルブのADIを、 $0.0088\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

○遺伝子組換え食品等

3) コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604

・事務局から説明。

・「『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断される。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

## 〈参考〉

1) 殺虫剤(殺ダニ剤)で、りんご等に使用し、温州みかん、なす、茶等への適用拡大が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。

2) 除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

3) 既に、安全性評価を通知した、コウチュウ目害虫に対する抵抗性を持つ遺伝子組換えトウモロコシです(平成19年8月)。導入遺伝子の近傍塩基配列において、申請書との相違が認められたことから、再評価が要請されました。

(4) リスクコミュニケーション専門調査会からの報告について

- 1) 意見交換会の実施と評価に関するガイドラインについて
- 2) 「地方自治体との協力」における当面の取組方向について
  - ・事務局から報告。
- (5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成20年8月分)について
  - ・8月中に寄せられた55件について事務局から報告。
  - ・主なQ&Aとして「BSE検査陽性牛と飼料規制の関係」に関する事項が紹介された。
- (6) その他
  - 1) 食品健康影響評価技術研究運営委員会委員の改選案について
    - ・事務局から説明。
    - ・案のとおり了承された。
  - 2) 平成20年7月31日に公表した委員長談話の別添の資料の一部変更について
    - ・事務局から説明。
  - 3) 消費者安全情報総括官制度について
    - ・事務局から説明。
  - 4) 非食用の事故米穀の不正規流通について
    - ・農林水産省から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 [プライバシーポリシー](#)